

令和4年3月4日
令和4年3月8日変更
令和4年3月18日変更
令和4年3月25日変更
令和4年4月1日変更
令和4年4月8日変更
令和4年5月6日変更
令和4年5月27日変更
令和4年6月10日変更
令和4年7月1日変更
令和4年7月15日変更
令和4年7月28日変更

新型コロナウイルス感染症安芸高田市対策本部決定

「まん延防止等重点措置」解除後の安芸高田市の取組について

1 趣旨

広島県への「まん延防止等重点措置」は3月7日をもって解除されたが、本市においては独自の取組を継続してきた。現在の本市の感染状況をみると、完全な封じ込みには至っておらず、現状を鑑み本市の対策を次のとおり変更し取り組むこととする。

なお、取組期間内においても、本市の感染状況により内容を変更することがある。

2 期間

変更後：令和4年7月18日（月・祝）～8月21日（日）まで延長

（変更前：令和4年7月18日（月・祝）～8月7日（日）の21日間）

3 公共施設等の営業

【社会教育施設・社会体育施設】

施設	内 容
市内各文化センター	・会食は不可

【社会福祉施設】

人権福祉センター	・会食は不可
吉田老人福祉センター	
保健センター	
ふれあいセンターこうだ	
子育て支援センター	・プレイルームのみ休止

【観光振興施設】

道の駅 三矢の里あきたかた	・キッズコーナー閉鎖
---------------	------------

【その他】

指定管理に伴う基幹集会所(31施設) ふれあいセンターいきいきの里	・会食は不可
--------------------------------------	--------

4 学校等の対応

- ・幼稚園・保育所・認定こども園について、園庭開放休止

5 行事等について

市が主催（市が実行委員会の構成員である場合も含む）するイベント等については、基本的な感染防止対策を徹底して開催すること。

なお、収容人数は収容定員に収容率(A)をかけた人数と人数上限(B)の少ない方を限度とする。

収容率(A)		人数上限(B)
歓声・声援等が想定されないもの ・クラシックコンサート ・演劇、寄席、古典芸能等 （雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、講談、落語等） ・展示会等	歓声・声援等が想定されるもの ・ロック、ポップコンサート ・スポーツイベント等	5,000 人
100%以内 （収容定員がない場合は、十分な間隔）	50%以内 （収容定員がない場合は、十分な間隔）	